毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

○土壌汚染対策法による要措置区域を解除する件

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があっ た件五件

○道路の区域を変更する件四件

○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件

○自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を指定する件

○道路の供用を開始する件四件

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

島

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件

福

示

福島県告示第二百七十九号

規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被 必要な区域の指定を次のとおり解除する。 害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。)第六条第四項の

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

指定を解除する区域

南相馬市小高区飯崎字南原六十五番一の一部

じ。)又は土壌含有量基準(同条第二項の基準をいう。以下同じ。)に適合していな 行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準をいう。以下同 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準(土壌汚染対策法施

> の種類 かった特定有害物質(法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)

- 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 2 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- 講じられた汚染の除去等の措置

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

(水・大気環境課)

福島県告示第二百八十号

月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四 島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置 いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法 平成二十七年四月十四日 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、

メガステージ石川 大規模小売店舗の名称及び所在地

北棟

福島県石川郡石川町長久保百三十八ほ

福島県知事

内 堀 雅

雄

ては代表者の氏名 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

(変更前)株式会社マツモトキヨシ

三 三 五 四

代表取締役 松本

(変更後) 千葉県松戸市新松戸東九番地

株式会社エムケイ東日本販売 代表取締役 岡野

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

 \equiv 変更した年月日

四 届出年月日 平成二十三年四月一日

平成二十七年四月二日

Ŧi. 届出をした者 株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 大規

福島県告示第二百八十一号

四

届出年月日

島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四

平成二十七年四月十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内

堀

雅

雄

変更した事項 メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

^ 規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前) 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

(変更後) 株式会社マツモトキョシ東日本販売 代表取締役

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

 \equiv 変更した年月日 平成二十四年四月一日

届出をした者 平成二十七年四月二日

株式会社アクティブワン

島

<u>Б</u>.

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十二号

福

月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四 島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び石川町産業振興課に備え置 いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十七年四月十四日

四

届出年月日

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更した事項

福島県知事 内 堀 雅 雄

メガステージ石川 北棟 福島県石川郡石川町長久保百三十八ほか

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号 代表取締役 株式会社マツモトキョシ東日本販売

株式会社マツモトキヨシ東日本販売 代表取締役

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番

 \equiv 変更した年月日

平成二十七年四月一日

四 届出年月日

平成二十七年四月二 日

株式会社アクティブワン 届出をした者

Ŧi.

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十三号

月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四 島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え 置いて縦覧に供する。 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規

平成二十七年四月十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事

内 堀 雅

雄

メガステージ白河Cエリア 福島県白河市新高山七番地ほか

変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(変更前)株式会社エムケイ東日本販売 代表取締役

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

(変更後) 株式会社マツモトキョシ東日本販売

代表取締役 岡野

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

 \equiv 変更した年月日

平成二十四年四月一日

<u>Ŧ</u>i. 届出をした者 平成二十七年四月二日

株式会社アクティブワン

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、 大規

月十四日から同年八月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年四 島県県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び白河市産業部商工課に備え 置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内 堀 雅

雄

変更した事項 メガステージ白河Cエリア「福島県白河市新高山七番地ほか

人規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名 (変更前)

株式会社マツモトキヨシ東日本販売

代表取締役 岡野 惠

株式会社マツモトキヨシ東日本販売 宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番 二十四号

(変更後) 代表取締役 高野 昌司

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

 \equiv 四 届出年月日 変更した年月日 平成二十七年四月一日

株式会社アクティブワン 届出をした者

平成二十七年四月二日

<u>Б</u>.

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百八十五号

福

安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 次のように保

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅

雄

解除予定保安林の所在場所 いわき市川部町大平一七○の五

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

三

道路用地とするため

福島県告示第二百八十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

(森林保全課

課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画 平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅

雄

		三 県道飯野	路 線 名
で育二丁三番p封夕ミ	パーム三番四也もまれ、 ののでは、	2 中日二 1 2 季三也元田村郡三春町大字根本	区間
変更後		変更前	の変変 別更更 後前
B 	B 六 升 〇・- 〇 ~ 升	A i 四 · · · ·	(メートル) 幅 員
七八八・〇	七八八・〇	九二八・二	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第二百八十七号

計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

平成二十七年四月十四日

福島県知 事 内 堀 雅 雄

	一一八号	路 線 名
まで おりんり おりんり おりんり 市門田町大字 変 おりまる	也もいら 中野字大道西二四番三 会津若松市門田町大字	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
一八 五·○ 七	三五・五・七	(メートル) 幅 員
六 七 五 〇	六七五・〇	び メートル) 長

(道路計画課)

路

線 名

区

間

の変変 別更更

> 後前 敷 <u>у</u> 地 1

0)

幅 ル 員

延 (x

長

ŀ

1

ŀ ル

車道線 温泉自転 若松熱塩

南四合字才ノ神四九二局市神指町大字先から

飯寺字村西八三六番地 会津若松市門田町大字

変更前

Б.

八七六・〇

五・六 · 五 〈

福島県告示第二百八十八号

計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間 に供する。 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 予成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧その関係図面は、福島県土木部道路総室道路第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

先から 飯寺字村西八三六番地 会津若松市門田町大字

変更後

五.五~ 一九·四

八七六・〇

番

地先まで

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

番三地先まで 南四合字才ノ神四九三 同

市神指町大字

		一 一	路
		二一般国	線 名
	まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		区間
-	変更後	三字 変更前	の変変 別更更 後前
	- 八・〇 三五・七 七	三五・七	(メートル)敷 地 の 幅 員
	六七五・〇	六七五・〇	(メートル) 長

(道路計画課)

福島県告示第二百八十九号

福

課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅

雄

	一国号道	名
まで 市門田町大字 中野字屋敷二〇番地先	他 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	区間
変更後	変更前	の変変 別更更 後前
一八・〇 三五・七 七	三五・七	(メートル) 敷 地 の 幅 員
六七五・〇	六七五・○	び メート ル) 長

成二十七年四月十四日から二週間 平成二十七年四月十四日 一般の縦覧に供する。 福島県告示第二百九十号

その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平 道について専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路を次のように指定する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八条の十三第二 一項の規定に基づき、 県

(道路計画課)

福島県知事
内
堀
雅
雄

		温泉自転車道線	路線名
一地先まで	三地先まで	同 市神: 市神:	指
指町大字北四	₩指町大字中四		定
神指町大字北四合字伊丹堂一五三番	ゝっ会津若松市神指町大字中四合字川端一番一地先三地先まで	同市神指町大字南四合字才ノ神四九二番から会津若松市門田町大字飯寺字村西八三六番地先	区
五三番	二 地	九二番地先	間
		四月一四日	指定年月日

道路計画課

福島県告示第二百九十一号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建 設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路の

平成二十七年四月十四日

福島県知事

内 堀 雅 雄

- 般 国 道 四	路線
号	名
目同沢伊土	供
番郡番郡地同地川	用
先 先俣 ま町か町	開
で大ら大字字字	始
小 小 綱 綱	の
木木字字とマ	区
上 菅 主 ガ	間
平	供
成	用
七	開
年 四	始
月	の
四四	期
日	日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十二号

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

県道飯野三春石川線 名 番同地郡二郡〇田 供
三春石川線 名 番同地郡二郡〇田 供
番同地郡二郡〇田 供
番同地郡二郡〇田 供
四、先山地山番村 い
地市か市先市三郡 ਜ
H
黒 黒 黒ら大 H A A A A A A A A A
四地先まで
田 開 始 の 区 間
□ 九 四 田 区 五 四 □ 田 □ 五 四 番 五 □ 間
平(供
成 用
二 開
平成二七年四月 開始の
一 期 四 日 日 日

(道路計画課)

福島県告示第二百九十三号

受罪を行うだった。 1977年 - 197 設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

平成二十七年三月三十一日 申請のあった年月日 平成二十七年四月十四日

県道浪	路
江三春線	線
	名
	供
村市船:	用
引町	開
要田宮	始
字寺向	Ø
一番	区
一地	間
中,	供
成	用
七七	開
年四	始
月	0
四四	期
II	日

福島県告示第二百九十四号

市船引町要田字寺向五番三

地

(道路計画課)

先まで

松建設事務所で平成二十七年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の道路

平成二十七年四月十四日

福島県知事

内

堀

雅

雄

泉自転車道線泉自転車道線	路線名
(本) 会津若松市門田町大字飯寺字村 八三六番地先から 同 市神指町大字南四合字 会津若松市神指町大字中四合字 端一番一地先から 市神指町大字中四合字	日供用開始の
四 四 四 寺 字 字 村 西 本 西	図 間
平成二七年四月一四日	供用開始の期日

(道路計画課)

公

告

公告第八十三号

活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利

福島県知事 内 堀 雅 雄

特定非営利活動法人未来といのち

 \equiv 代表者の氏名 福

それらの記録を伝達することで、今後の防災・減災に活用することを目的とする。

(文化振興課

公告第八十四号

四 Ŧi.

被災者と伴侶動物(ペット)の支援をとおして、 福島県郡山市富田町字町西三十八番地一 二〇三号主たる事務所の所在地小西 由美子 また、広域的に地域間を超えた交流の促進活動をとおして被災者の心のケアに努め、 この法人は、二〇一一年東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電事故による、 定款に記載された目的 福島県の復興の一助をめざす。

写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画地区計画の変更に係る関係図書の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第 平成二十七年四月十四日

総括図、計画図及び計画書の写し 縦覧に供する図書

縦覧場所 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課

福島県知事 内 堀 雅

雄

(都市計画課)

リサイクル適性®

【定価 1 箇月 3,500円】 発行者 印刷所 島 翩 印